(2)　設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過しているものに限る。）又は設立の日以後の期間が一年以上の会社　設立後の各事業年度における営業損益金額（営業収益から営業費用を減じて得た額をいう。）が零未満であり、かつ、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものであること。

(i)　設立後の各事業年度における売上高が零であるもの

(ii)　前事業年度において試験研究費等合計額の出資金額に対する割合が百分の三十を超えるもの

ハ　その設立の日の属する年十二月三十一日において、イ(1)から(3)までに掲げる要件のいずれかを満たす設立の日以後の期間が一年未満の第二号新規中小企業者（合併又は分割により設立されたもの、及び他の事業者からその全部又は一部を譲り受けた事業を主たる事業とするものを除く。）であって次の(1)又は(2)に掲げる会社の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当するものであること。

(1)　設立事業年度を経過していない会社　事業の将来における成長発展に向けた事業計画（当該設立事業年度における販売費及び一般管理費の合計額（事業年度の期間が一年未満の場合にあっては、当該販売費及び一般管理費の合計額を一年当たりの額に換算した額。(2)において同じ。）が当該会社の出資金額の百分の三十を超える見込みを記載したものに限る。）を有すること。

(2)　設立事業年度を経過している会社　前事業年度において販売費及び一般管理費の合計額の当該会社の出資金額に対する割合が百分の三十を超えるものであること。

六　次のイからハまでのいずれかに掲げる会社の区分に応じ、当該イからハまでのいずれかに定める要件に該当するものであること。

イ　前号イに掲げるものに該当する会社　株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人及び同条第二項に規定する特殊の関係のある法人をいう。以下この号において同じ。）のうちその有する株式の総数が投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものが有する株式の合計数が、発行済株式の総数の六分の五を超えないものであること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有するものにあっては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えないものであること。

ロ　前号ロに掲げるものに該当する会社　株主グループのうちその有する株式の総数が投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものが有する株式の合計数が、発行済株式の総数の二十分の十九を超えないものであること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有するものにあっては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の二十分の十九を超えないものであること。

ハ　前号ハに掲げるものに該当する会社　株主グループのうちその有する株式の総数がその設立の日の属する年十二月三十一日において発行済株式の総数の十分の三以上であるものが有する株式の合計数が、発行済株式の総数の百分の九十九を超えないものであること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、同日において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有するものにあっては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の百分の九十九を超えないものであること。

［新設］